

Q 1 どのようなものが資金移動業に該当しますか。

A) 資金移動業とは、銀行等の預金取扱金融機関以外の者が為替取引を業として営むことをいいます。

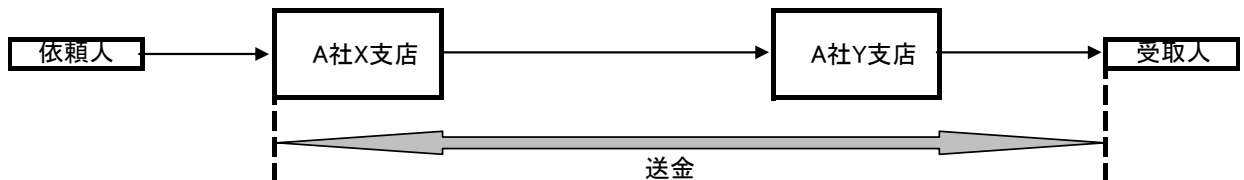
資金決済法上の「為替取引」は、銀行法上の「為替取引」と同義であり、銀行等以外の者であっても、これまで銀行等が取り扱ってきた為替取引を営むことが可能です。

「為替取引」を行うこととは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいうと解されています（最高裁平成13年3月12日第三小法廷決定）。

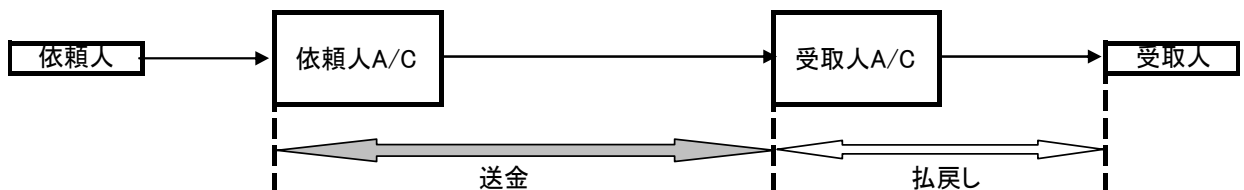
順為替、逆為替、内国為替、外国為替、円貨建て、外貨建てを問わず、マネーオーダーによる送金も「為替取引」に含まれます。例えば、資金移動業にあたるものとして、下記のようなサービスがあります（下図参照）。

ただし、資金移動業者が取り扱うことができる為替取引は、少額の取引として政令で定めるもの（100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引）に限定されています。

- ① 利用者が資金移動業者の支店に現金を持ち込み、別の支店で受取人が現金を受け取るサービス（1回限り又は単発的な利用）



- ② 利用者が資金移動業者に送金用の口座を開設し、受取人との口座間で資金を移動するサービス（反復継続的な利用）



- ③ 利用者が資金移動業者から一定の金額が記載された証書やカード（マネーオーダー＝M/O）を発行してもらい、M/Oを受取人に交付、受取人が資金移動業者にM/Oを持参し現金を受け取るサービス



**Q 2 資金移動業者が取り扱うことのできる為替取引に制限はありますか。**

A) 資金移動業者が取り扱うことのできる為替取引の内容は、銀行等が行う為替取引の内容と同様ですが、その額については制限が設けられています。

具体的には、資金移動業者が取り扱うことのできる為替取引は、少額の取引として政令で定めるもの（100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引）に限定されています。

これは、資金移動業の創設は、これまで銀行等のみに認められてきた業務を、新たに銀行等以外の者に認めるものであり、その業務遂行の実態を十分見極める必要もあることなどから、制限が設けられたと考えられます。

この上限については、送金する資金の額の上限を定めるものであり、手数料やその他の費用等は含まれません。

また、資金については、円貨のみならず外貨であることも考えられることから、円貨に換算して100万円に相当する額（資金移動業者が定める一定の標準により換算）が上限とされています。

**Q 3 資金移動業として行う為替取引と銀行業として行う為替取引には、どのような違いがありますか。**

A) 資金移動業は銀行等の預金取扱金融機関以外の者が行う為替取引を指し、銀行等の預金取扱金融機関が行う為替取引は銀行業として行われます。

資金移動業者が、資金移動業として行う為替取引と、銀行等が、銀行業として行う為替取引には、次のような違いがあります。

① 取扱金額の相違

資金移動業者が、資金移動業として行うことのできる為替取引は、1回当たりの金額が100万円に相当する額以下の取引に限定されています。これに対して、銀行等が、銀行業として行う為替取引には、取扱金額に制限はありません。

② 経営形態等の相違

資金移動業者は、資金移動業のほか他の業務も営むことができます。また、株式会社に限られていますが資本金等の規制はありません。これに対し、銀行には他業禁止規制や自己資本比率規制が課せられています。

③ 業者破綻の場合の利用者保護の仕組みの相違

資金移動業者は、利用者から預かった資金と同額以上の額を供託等によって保全する義務を負います（資金決済法第43条）。資金移動業者が万一破綻した場合には、利用者は、財務局の還付手続により、供託等によって保全されている資産から、弁済を受けることができます（資金決済法第59条）。

これに対し、銀行には他業禁止規制や自己資本比率規制が課せられており、これによりその経営の健全性の確保を図る仕組みとなっています。そして、銀行等が万一破綻した場合には、預金保険法に基づき、決済債務は全額保護されることとなっています（預金保険法第69条の2）。

このように、業者が破綻した場合の利用者保護の仕組みも異なります。

**Q 4 資金移動業者として登録することのできる者はどのような者ですか。**

A) 資金移動業者として登録をすることができるのは、株式会社か、外国資金移動業者に限られ、個人事業者が資金移動業者となることは認められていません。

資金移動業は、隔地者間の資金移動を行うものであることから、組織的な仕組みが必要とされ、また、法人の中でも、多様な資金調達手段による弾力的かつ機動的な業務運営や、会社法に基づくコーポレート・ガバナンス機能の活用による効率的な業務運営が期待できる株式会社に限られたものと考えられます。

外国資金移動業者とは、資金決済法に相当する外国の法令の規定によりその外国において資金移動業の登録と同種類の登録（登録に類する許可その他の行政処分を含みます。）を受けて為替取引を業として営む者をいいます。例えば、アメリカであれば、連邦法では為替取引に関する規制はありませんが、州レベルでは為替取引に関する規制があり、ニューヨーク州送金業者法に基づき、免許を受けた送金業者などがこれにあたります。また、欧

州であれば、決済サービス指令があり、同指令に基づき免許を受けた決済サービス機関が外国資金移動業者にあたります。

外国資金移動業者であっても、国内に営業所を有する外国会社でない者や、国内における代表者（国内に住所を有するものに限り、）を定めていない法人は、登録が拒否されますので、ご留意下さい。

**Q 5 登録の拒否事由はどのようなものですか。**

A) 登録申請者が、次のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録は拒否されることとなります（資金決済法第40条）。

① 組織形態（1号、2号）

Q4のとおり、株式会社か、外国資金移動業者でない者は、資金移動業者になることができません。

② 財産的基礎（3号）

資金移動業を行うにあたっては、資産保全義務の履行やシステム投資能力等が必要となることから、資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有することが求められています。

この財産的基礎を欠く者は、資金移動業者となることができません。

財産的基礎の具体的な内容については、Q6を参照してください。

③ 業務遂行体制や法令等遵守体制の整備（4号、5号）

資金移動業を行うに当たっては、資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制や資金決済法（第3章 資金移動）の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていることが必要です。

この体制整備を欠く者は、資金移動業者となることができません。

資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制や資金決済法（第3章 資金移動）の規定を遵守するために必要な体制の具体的な内容については、Q7を参照してください。

④ 他の資金移動業者と同一又は類似の商号・名称を用いていないこと（6号）

他の資金移動業者と同一又は類似の商号や名称を使用する者の登録を認めることは、資金移動業の利用者が為替取引を提供する事業者の区別ができず、利用者保護に欠け

るおそれがあることから、このような者は資金移動業者となることができません。

- ⑤ 過去5年間に、資金移動業の登録、資金清算業の免許を取り消されたり、資金決済法、銀行法等に相当する外国の法令の規定により同種の登録、免許を取り消されたことがないこと（7号）

過去5年間に、為替取引に関する事業者として不適格とされた者は、資金移動業者となることができません。

- ⑥ 過去5年間に、資金決済法、銀行法等、出資法またはこれらに相当する外国の法令に違反し、罰金の刑又はこれに相当する外国の刑に処せられたことがないこと（8号）

過去5年間に、為替取引等に関する法令に違反し、法令等遵守に問題があると考えられる者は、資金移動業者となることができません。

- ⑦ 他に行う事業が公益に反しないこと（9号）

資金移動業者の信頼性の確保の観点から、資金移動業の他に行う事業が公益に反すると認められる者は、資金移動業者となることができません。

公益に反する事業とは、違法事業のみならず社会的に不当と認められる事業も含み、例えば、暴力団をはじめとする反社会的勢力と関係する事業や、その事業内容が社会的に批判を受け、又は受けるおそれがあるものなどを指します。

- ⑧ 取締役等に不適格者がいないこと（10号）

取締役等は、業務の執行やその執行を監査する立場にあり、組織の運営において重要な役割を果たすことから、資金移動業を行う上で不適格な者を取締役等とする法人は、資金移動業者となることができません。

不適格な者とは、次のような者をいいます。

- イ) 成年被後見人、被保佐人（外国の法令上これらに相当する者）
- ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（外国の法令上これに相当する者）
- ハ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の刑）に処せられた者で、5年を経過していない者
- ニ) 資金決済法、銀行法等、出資法、暴力行為等処罰法（これらに相当する外国の法令）に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の刑）に処せられた者で、5年を経過していない者
- ホ) 資金移動業者が登録を取り消された場合（外国において同種の登録を取り消された場合）の取消の日前30日以内に取締役等であった者で、5年を経過していない者

へ) ホ) に準ずるものとして政令で定める者

**Q 6 資金移動業者にはどの程度の財産的基礎が求められますか。**

A) 資金移動業者に求められる財産的基礎については、一律に資本金の額や純資産額を求めるといった定量的な基準は設けられていませんが、登録申請者が行おうとする資金移動業の内容及び方法に応じて、必要となる財産的基礎を有するかを具体的に審査することとなります。

例えば、資金移動業者が営業所において現金の受払いを予定する場合には、営業所において利用者に対して引き渡すべき現金を準備できること、営業所に配置する人員や、物的体制を整備するだけの資金があることが求められると考えられます。これに対し、資金移動業者がインターネット等を用いて、銀行口座等から資金を移動する仕組みを用いる場合には、インターネット等を用いた情報処理システムを構築して運用するだけの資金を準備できることが求められると考えられます。

また、共通するものとしては、利用者に対して日々の受払いを行う資金のほかに、当初から最低要履行保証額（1000万円）を資産保全するだけの資金準備があること、事業開始後は、資金移動業者自身の事業規模（総取扱件数や総取扱金額）から推計される未達債務の額に応じた要履行保証額を保全できることなどが求められます。

上記の考え方を反映して、事務ガイドラインでは、(イ) 申請者が法に基づく履行保証金の供託等の義務を履行するに足る財産的基礎を有しているか、(ロ) 利用者に対する資金の授受を円滑に行うに足る態勢を有しているか、(ハ) 収支見通しについて、競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方策が確立しており、その場合でも一定の収益を見込めるような計画となっているかなどを登録審査の際の着眼点として挙げています（事務ガイドラインⅡ-2-1（2）①）。

申請者は、登録申請時に、最終の貸借対照表及び損益計算書、会計監査報告の内容を記載した書面、事業開始後三事業年度における資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面等の提出を行い（資金移動業者府令第6条）、これらの財産的基礎があることを疎明する必要があります。

**Q 7 資金移動業者に求められる体制の整備にはどのようなものがありますか。**

A) 資金移動業者に求められる資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制や資金決済法（第3章 資金移動）の規定を遵守するために必要な体制は、資金移動業を遂行するに十

分な業務運営や業務管理がなされることを指しており、資産保全義務の履行など、資金決済法に定める措置が確実に行われることを意味します。

例えば、資金移動業者が提供するサービスの内容等が明記された約款等が、利用者との間で適切に締結されること、契約書類等に従ったサービスの提供がなされること、個人情報保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律等に基づく義務や、企業が社会的に広く遵守すべき規範や指針（例えば、反社会的勢力による被害を防止するための指針など）も遵守する態勢を構築する必要があります。

上記の考え方を反映して、事務ガイドラインでは、(イ) 社内規則等及び事務ガイドラインⅠ－１（経営管理等）並びにⅠ－２－１（法令等遵守）からⅠ－２－３（事務運営）までに掲げた主な着眼事項について、例えば、国際送金や現金の受払いの有無など、当該資金移動業者の規模・特性等からみて、適切に対応するための態勢（法令等遵守のための態勢のほか、特に相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）を含みます。）が整備されているか、(ロ) 定款又は寄付行為等に法人の目的として資金移動業を営むことが含まれているか、(ハ) 特に、国際送金を取扱うことを予定している申請者については、外国為替及び外国貿易法、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律等、国際送金に係る関係法令を踏まえた態勢整備が行われているか、(ニ) 申請者が行う業務に国際送金が含まれている場合には、登録申請書に記載されている未達債務の算出時点及び算出方法が、申請者が使用する約款の記載事項と合致しているかなどを登録審査の際の着眼点として挙げています（事務ガイドラインⅡ－２－１（２）①）。

申請者は、登録申請時に、資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含みます）、資金移動業に関する社内規則等、資金移動業の利用者と為替取引を行う際に使用する契約書類、資金移動業を第三者に委託する場合にあっては、委託契約書等の提出を行い（資金移動業者府令第6条）、これらの態勢が整備されていることを疎明する必要があります。

#### Q 8 どのような場合に変更届が必要なのですか。

A) 資金移動業者の登録事項に変更があった場合は、資金決済法に定められた様式（別紙様式第10号「変更届出書」）に必要な書類を添付して、遅滞なく財務（支）局長等に届け出る必要があります。

なお、届出書に貼付が必要な書類以外にも、届出書の記載上の注意により、当該変更事項を修正した新たな頁（該当面）を貼付する必要があります。

Q9 変更事項ごとの届出書に添付する書類を教えてください。

A) 変更事項の内容により異なりますので、次の表を参考にしてください。

なお、登録事項に変更があった場合は、資金決済法第41条により、「遅滞なく」届け出ることとなっています。

登録事項	様式番号	添付書類
商号の変更	別紙様式第10号 別紙様式第3号	変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面及び法第40条第1項各号に該当しないことの誓約書  (府令第10条第1項第1号)
資本金の額の変更	別紙様式第10号	変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面  (府令第10条第1項第2号)
営業所の設置、位置の変更又は廃止（本店の所在地を他の財務局等の管轄する区域に変更した場合を除く。）	別紙様式第10号	変更に係る事項を記載した登記事項証明書  (府令第10条第1項第3号)
取締役等の変更	別紙様式第10号 別紙様式第3号 別紙様式第4号 別紙様式第5号 別紙様式第6号	新たな取締役等の住民票、東京法務局発行の登記されていないことの証明書、市区町村発行の身分証明書、誓約書（別紙様式第4号・当該役員が外国人である場合）、履歴書又は沿革、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書等及び誓約書（別紙様式第3号）  (府令第10条第1項第4号)
主要株主の変更	別紙様式第10号 別紙様式第7号	株主の名簿  (府令第10条第1項第5号)



登録事項	様式番号	添付書類
資金移動業の内容又は方法の変更	別紙様式第10号	当該変更があった事項に係る <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）</li> <li>・資金移動業に関する社内規則その他これに準ずるもの</li> <li>・資金移動業の利用者と為替取引を行う際に使用する契約書類</li> <li>・その他参考となる事項を記載した書面</li> </ul> （府令第10条第1項第6号）
委託業務の内容又は委託先に変更があった場合	別紙様式第10号	委託に係る契約の契約書 （府令第10条第1項第7号）
他にしている事業に変更があった場合	別紙様式第10号	当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 （府令第10条第1項第8号）
本店の所在地を他の財務（支）局等の管轄する区域に変更した場合	別紙様式第10号 別紙様式第8号	変更に係る事項を記載した登記事項証明書及び変更前に交付を受けた登録済通知書 （府令第10条第1項第9号）
認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合	別紙様式第10号	認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実が確認できる書面 （府令第20条第1項第10号）

Q10 未達債務の額の計算方法は、どのようにするのですか。

A) 資金移動業者は、為替取引によって日々変動して発生する滞留資金をできるだけリアルタイムで把握して、この金額と同額以上の額の資産保全を行う必要があります（資金

決済法第43条)。

そこで、未達債務の額は、各営業日における未達債務算出時点における資金移動業者が利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額とされます。

資金移動業者は、登録申請書にあらかじめ決定した営業日や未達債務算出時点を記載して、財務(支)局長に提出していますので、例えば、営業日を月曜日から金曜日まで、未達債務算出時点を午後6時とした場合には、月曜日から金曜日までの午後6時時点で、それぞれ資金移動業者が利用者に対して負担している為替取引に係る債務の額を集計し、これらを未達債務の額とする必要があります。

以上は原則的な未達債務の額の計算方法ですが、次のような例外的措置や留意事項が定められていますので、ご留意下さい。

- ① 資金移動業者が国内でも国外でも為替取引を提供している場合であって、国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できるときは、国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額とすることが認められています。

但し、この取扱いが認められるためには、以下のような態勢を整備することが必要となります(事務ガイドラインI-2-2-2-1(注4))。

- イ) 利用者ごとに、居住地(国内か国外か)が確認できていること。
- ロ) 区分の基準が明確であること。
- ハ) 帳簿書類上も当該基準に従った区分が行われていること。

- ② 資金移動業者がその行う為替取引の利用者に対して、反対債権(ただし、為替取引に関する債権に限ります。)を有している場合には、当該利用者ごとに算定した債務の額から、その利用者に対して有する反対債権の額を控除することができます。

この場合、資金移動業者として通常備える必要がある法定帳簿に加えて、利用者ごとの債務の額及び反対債権の額の記録を法定帳簿として備える必要があります(資金移動業府令第33条第1項第8号)。

- ③ 為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合における未達債務の額の算出は、各営業日における外国為替の売買相場により、外国通貨で表示された金額を本邦通貨で表示された金額へ換算して行う必要があります。

**Q11** 携帯電話で送金サービスを営んでいますが、送金資金を携帯電話の料金と一緒に課金することとして、送金を先に実行することを予定しています。この場合、未達債務の額から反対債権を控除することができますか。

A) 資金決済法では、資金移動業者が利用者に対して為替取引に関し債務を負担した時点で、当該債務の額が未達債務の額として計上されるのが原則です。したがって、送金資金をいまだ受領していなくても、送金債務を負担することとなった時点で、未達債務の額として計上しなければなりません。

もっとも、その場合、利用者は、送金資金を支払う義務を負っており、資金移動業者は利用者に対して同じ為替取引に関して反対債権を有していることとなります。

このような場合にあっては、万一資金移動業者が破綻した場合であっても、利用者はまだ送金資金を預けていないので、送金依頼を取り消せば足り、利用者保護に欠けることはないと考えられます。

そこで、資金移動業者は、未達債務の額の計算においては、当該利用者に関して負担する債務の額からこの反対債権（為替取引に関して発生するものに限られます。）の額を控除することができることとされています（資金移動業者府令11条3項）。

ご指摘のようなケースでは、利用者から送金資金を受領するまでの間は、資金移動業者は、送金債務を負担しているものの、利用者に対して為替取引に関し反対債権を有していると考えられますので、当該利用者に対して負担する債務の額から、当該利用者に対して有する反対債権の額を控除することができることとなります。

なお、この場合、資金移動業者として通常備える必要がある法定帳簿に加えて、利用者ごとの債務の額及び反対債権の額の記録を法定帳簿として備える必要がありますのでご留意下さい（資金移動業者府令33条1項8号）。

Q12 未達債務はいつ発生するのですか。また、未達債務の移転時期及び消滅時期についても教えてください。

A) 資金移動業者は、資産保全義務を履行するため、その保全額の基礎となる未達債務について、その発生・移転・消滅を認識する時点に係る考え方を定めた上で、未達債務をこの考え方に則り適切に把握するための態勢を整備することが必要です（事務ガイドラインⅠ-2-2-2-1④）。

① 未達債務の発生

未達債務は、資金移動業者がその行う為替取引に関して、利用者に対して負担する債務の額とされており、約款等に基づき定められることとなりますが、遅くとも資金移動業者が利用者から資金を受領した時点では、未達債務の発生を認識する必要があります（同（注2））。

また、代理店など業務委託先を利用して資金を受領する場合には、遅くとも業務委託先が利用者から資金を受領した時点で未達債務の発生を認識する必要があります。

② 未達債務の消滅

資金移動業者は、受取人が以下のイからニまでのいずれかの方法により、現実に資金を受け取るまでは、送金人に対して負担する未達債務は消滅しないことに留意する必要があります（同（注3））。

イ) 受取人に現金を交付する。

ロ) 受取人が口座を有する銀行等（外国においてこれらに相当する者を含みます。）の当該預金口座に着金する。

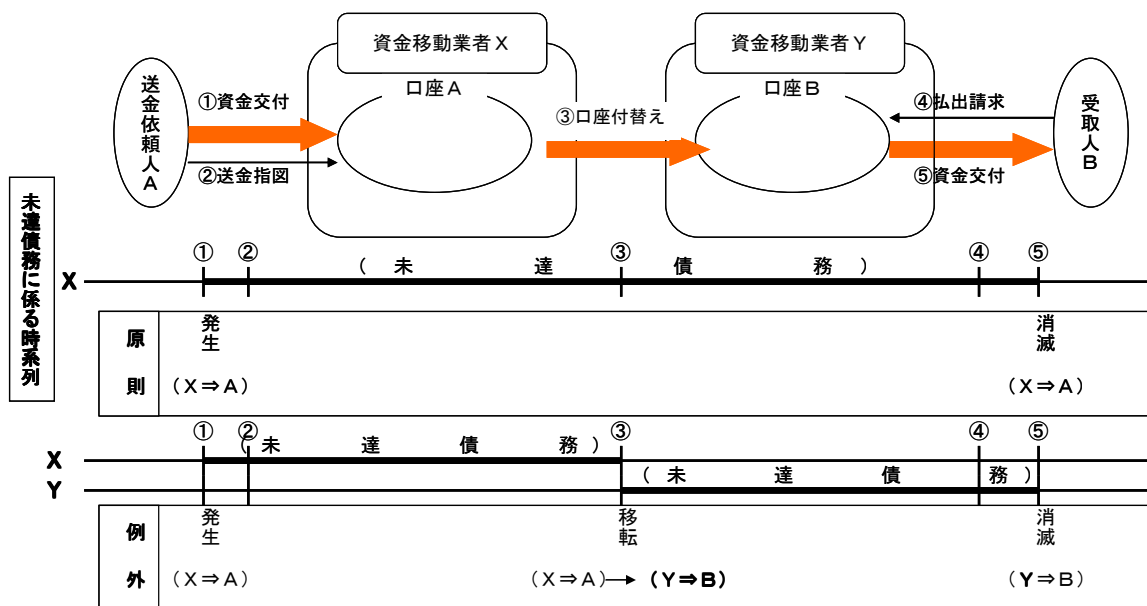
ハ) 受取人が資金移動業者から物品を購入・役務の提供を受ける場合の代金支払いに充当する。

ニ) 受取人から当該資金の第三者への送金指図を受ける（なお、この場合には、当該受取人を送金依頼人とする別の未達債務が発生します。）。

なお、為替取引に係る支払いを他の資金移動業者又は外国の送金業者に委託する場合であっても、原則として、受取人が当該委託先から現実に資金を受け取る時点までは、未達債務は消滅しません。

ただし、受取人が当該委託先との間で為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結している場合であって、かつ、当該委託先が受取人に対して債務を負担することとなる場合には、当該委託先が受取人に対して債務を負担した時点で、

未達債務は消滅するものとすることができます。例えば、あらかじめ受取人と委託先との間で送金口座が開設されていて、受取人名義の口座に着金した時点で、委託先が受取人に対して資金を引き渡す債務を負うような場合がこれにあたります。この場合、資金移動業者は、送金人に対して負担していた未達債務を消滅させることができます（その後は、別の資金移動業者や外国の送金業者が利用者を保護することになります）。

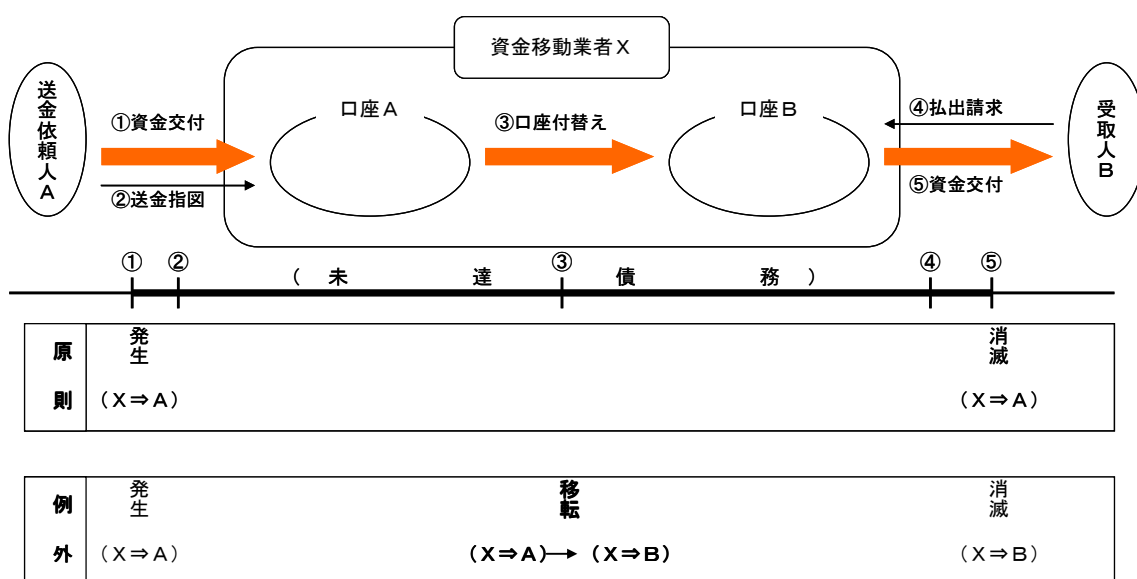


- (注1) 「発生」「移転」「消滅」の下の括弧書きは未達債務の債務者と債権者を示す。  
例：(X⇒A)はXがAに対して未達債務を負っていることを示す。
- (注2) 例外とは、資金移動業者Yと受取人Bとの間で約款等により別途の取り決めがある場合を指す。  
また、資金移動業者Xはガイドライン1-2-2-1-1(2)に基づき、未達債務の移転の時点をあらかじめ説明する必要がある。

### ③ 未達債務の移転

資金移動業者が受取人との間で、約款等により別途の定めをしている場合には、約款等の記載に従い、資金移動業者が債務を負担する相手先は、送金人から受取人に移転することとなります（同（注3））。

例えば、送金人も受取人も資金移動業者の会員として口座が開設されていて、受取人名義の口座に着金した時点で、資金移動業者が受取人に対して資金を引き渡す債務を負うような場合がこれにあたります。この場合、資金移動業者は、送金人に対して負担していた未達債務を、受取人に対して負担する未達債務として移転することができます。



(注1) 「発生」「移転」「消滅」の下の括弧書きは未達債務の債務者と債権者を示す。

例：(X⇒A)はXがAに対して未達債務を負っていることを示す。

(注2) 例外とは、資金移動業者と受取人Bとの間で約款等により別途の取り決めがある場合を指す。

また、資金移動業者XはガイドラインI-2-2-1-1(2)に基づき、未達債務の移転の時点をあらかじめ説明する必要がある。

Q13 履行保証金の保全には、どのような方法がありますか。

A) 履行保証金の保全には、次のような方法があります。

保全の方法	説 明	供託所等
(a) 金銭による供託	現金による供託	資金移動業者の本店の最寄りの供託所（法務局）
(b) 有価証券による供託	国債証券（振替国債を含みます。）、地方債証券、政府保証証券、告示で指定された有価証券による供託	
(c) 保全契約の締結	一定の要件を満たす銀行等と保全契約を締結し、その旨を財務（支）局長等に届け出ることによって履行保証金の供託に代替	（保全契約締結先） 銀行等（外国銀行支店を含みます。） 生命保険会社 損害保険会社
(d) 信託契約の締結	信託会社等と信託契約を締結し、財務（支）局長等の承認を受けて、信託することによって履行保証金の供託に代替	（信託契約締結先） 信託会社 外国信託会社（日本で免許を受けた会社に限ります。） 信託銀行

資金移動業者は、供託（(a)・(b)）又は保全契約の締結（c）を行うか、信託契約の締結（d）を行うか、いずれかを選択することができます。

供託又は保全契約の締結を選択した場合の基準期間は一週間です。

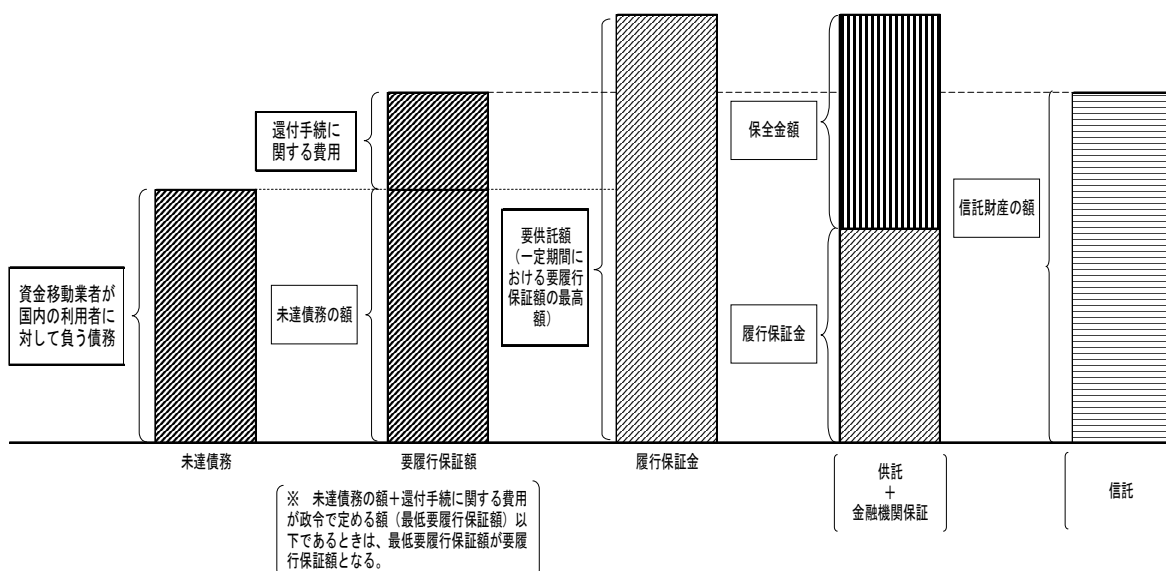
資金移動業者は、一週間ごとに、当該期間における要履行保証額の最高額（要供託額）以上の額を、履行保証金として、当該期間の末日から一週間以内に、その本店の最寄りの供託所に供託しなければなりません（資金決済法第43条第1項）。保全契約の締結により、この供託の全部又は一部に代えることができます（資金決済法第44条）。

これに対し、信託を選択した場合の基準期間は毎営業日ごとです。

資金移動業者は、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに上回るよう、信託財産を抛出する義務を負います（資金決済法第45条）。

このように、いずれの資産保全の方法を選択するかによって、基準期間が異なること、供託と保全契約の締結は併用することができますが、信託は供託や保全契約の締結と併用

することができない点にご留意下さい。



#### Q14 現金以外で供託することはできますか。

A) 履行保証金は、国債証券、地方債証券、政府保証債券、金融庁長官が告示で定める社債券その他の債券をもってこれに充てることができます。

国債証券は、振替国債を含みます。振替国債とは、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受けるものとして財務大臣が指定した国債をいい、その権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録によって定まるものとされています。

ただし、供託できる有価証券の種類には、株式は含まれません。

現金以外で供託する場合、供託書の提出手続については、Q28と同じですが、供託者は、供託受理決定後、一定期間内に日本銀行に債券を納入する必要があります。

なお、債券で供託した場合の、債券の評価額は、次のとおりとなります。

- ① 国債証券 額面金額
- ② 地方債証券 額面金額100円につき90円として計算した額
- ③ 政府保証債券 額面金額100円につき95円として計算した額
- ④ 金融庁長官が告示で定める社債券その他の債券 額面金額100円につき80円として計算した額



Q15 履行保証金の取戻しができる場合とは、どのようなときですか。

- A) 履行保証金の取戻しは、次の場合にできます。
- ① 基準日における要供託額が、その直前の基準日における履行保証金の額と保全金額（保全契約の中で供託されることとなっている金額）の合計額を下回るとき・・・履行保証金の額の範囲内で、その下回る額に達するまでの額
  - ② 還付手続が終了した場合・・・履行保証金の額から還付手続に要した費用を控除した残額
  - ③ 業務を廃止して公告等を行い、債務の履行等を完了した場合・・・履行保証金の全額

Q16 供託以外の資産保全方法はどのような方法がありますか。

A) 供託以外の資産保全方法としては、履行保証金保全契約を締結する方法か、履行保証金信託契約を締結して財産を信託する方法があります。

① 履行保証金保全契約を締結する方法

資金移動業者は、政令で定める要件（健全性基準）を満たす銀行等や、政令で定める者（保険会社等）との間で、履行保証金が財務（支）局長等の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を別紙様式第11号「履行保証金保全契約届出書」によって、財務（支）局長等に届け出たときは、契約により保全されている金額の範囲内で、履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができます。

履行保証金保全契約の相手方となることができる要件は、銀行等であれば銀行法第14条の2その他これに類する他の法令に規定する基準を勘案して健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当すること（国際統一基準適用銀行等であれば単体自己資本比率が8%、国内基準適用銀行等であれば単体自己資本比率が4%以上であること）であり、保険会社等であれば保険業法第130条に規定する基準を勘案して健全な保険金等の支払能力の充実にある旨の区分に該当すること（ソルベンシーマージン比率が200%以上であること）です。

資金移動業者は、この履行保証金保全契約を利用する場合、1週間のうちの要履行保証額の最高額を要供託額として、その全部又は一部（履行保証金の供託の方法と併用してこの保全契約を締結する方法）につき、履行保証金保全契約を締結することが可能です。

資金移動業者は、履行保証金保全契約を締結した場合、財務（支）局長等の承認を得ない限りは、これを解除することができません。

財務（支）局長等の承認を得て解除することができる場合は、（イ）要供託額が、履行保証金の額と保全金額の合計額を下回る場合、（ロ）還付手続が終了した場合、（ハ）業務を廃止し、公告をして、債務の履行を完了した場合、（ニ）別途履行保証金信託契約を締結して、財産を信託した場合、のいずれかに限定されています。

資金移動業者は、この承認を受けようとするときは、別紙様式第12号「履行保証金保全契約解除承認申請書」に、上記の事実を証明する帳簿書類の写しを添付して、財務（支）局長等に提出しなければなりません。

資金移動業者は、財務（支）局長等の承認を受けて、別紙様式第13号「履行保証金保全契約解除承認書」によって通知を受けたときは、履行保証金保全契約を解除することが可能となります。銀行等との間で解除をした後は、別紙様式第14号「履行保証金保全契約解除届出書」に解除後の契約書の写しを添付して提出しなければなりません。

## ② 履行保証金信託契約を締結して財産を信託する方法

資金移動業者は、財務（支）局長等の承認を受けて、信託会社等と履行保証金信託契約を締結することができます。

具体的には、次の手順が必要です。

資金移動業者は、財務（支）局長等の承認を受けようとするときは、別紙様式第15号「履行保証金信託契約承認申請書」に、写し2通と契約書の写しを添付して、財務（支）局長等に提出する必要があります。

財務（支）局長等の承認を受けたときは、別紙様式第16号「履行保証金信託契約承認書」によって通知がなされますので、資金移動業者は、信託会社等に対し、履行保証金信託契約に基づき、財産の信託を行い、別紙様式第17号「履行保証金信託契約届出書」に信託財産の額及び当該届出の日前3営業日における要履行保証額を証する書面を添付して、再度財務（支）局長等へ提出します。

資金移動業者は、この履行保証金信託契約を利用する場合、各営業日において信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額以上の額となるよう、必要に応じてその財産を信託財産として拠出する義務を負います。

このように、基準日となる時点が異なりますので、履行保証金の供託の方法や履行保証金保全契約を締結する方法と併用することはできず、履行保証金信託契約を締結して財産を信託する方法を利用する場合には、要履行保証額の全額を保全することが必要です。

資金移動業者は、履行保証金保全契約を締結した場合、財務（支）局長等の承認を

得ない限りは、これを解除することができません。

財務（支）局長等の承認を得て解除することができる場合は、（イ）要供託額が、履行保証金の額と保全金額の合計額を下回る場合、（ロ）還付手続が終了した場合、（ハ）業務を廃止し、公告をして、債務の履行を完了した場合、（ニ）別途履行保証金信託契約を締結して、財産を信託した場合、のいずれかに限定されています。

資金移動業者は、この承認を受けようとするときは、別紙様式第12号「履行保証金保全契約解除承認申請書」に、上記の事実を証明する帳簿書類の写しを添付して、財務（支）局長等に提出しなければなりません。

資金移動業者は、財務（支）局長等の承認を受けて、別紙様式第13号「履行保証金保全契約解除承認書」によって通知を受けたときは、履行保証金保全契約を解除することが可能となります。銀行等との間で解除をした後は、別紙様式第14号「履行保証金保全契約解除届出書」に解除後の契約書の写しを添付して提出しなければなりません。

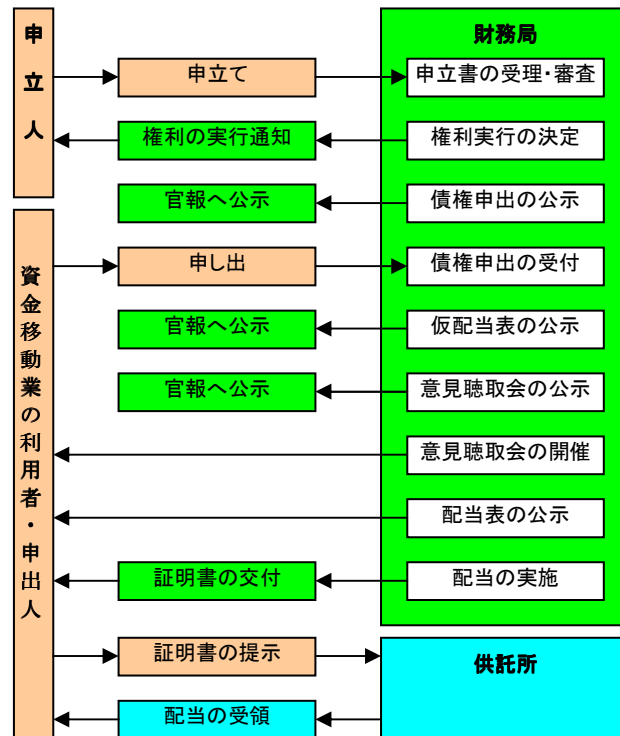
Q17 履行保証金の還付手続はどのようにして行われるのですか。

A) 履行保証金は、資金移動業者の破産等により、破産した資金移動業者がその為替取引に関し負担する債務を履行できなくなったと財務（支）局長が認めたときに、その還付手続が行われます。

手続の概要は次のとおりです。

また、財務（支）局長等は、還付手続が開始し、債権申出期間が経過した場合において、供託された履行保証金の額が申出債権の総額を超えるときは、還付手続に参加している債権者に対し、仮配当をすることができることとされています。

なお、この手続はその時々々の事例により多少異なることがあります。



Q18 資金移動業者がその業務を委託することができる相手方には何か制限はありますか。

A) 資金決済法上は、資金移動業者がその業務を委託することができる相手方に、制限はありません。

ただし、相手方が免許や登録等を受けている金融機関等であって、法令上その業務範囲が規制されている場合には、資金移動業者から業務を受託することにつき制限される（承認や届出が必要となる）ケースがありますので、監督当局にご確認下さい。

**Q19 委託先にはどのような業務を委託することが可能ですか。**

A) 資金移動業者が委託先に対して委託することのできる業務に制限はありませんが、資金移動業者は、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることが求められます。

資金移動業者が、委託先に対して講じなければならない措置は、具体的に以下のとおりです。

- ① 委託業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- ② 委託先における委託業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が委託業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- ③ 委託先が行う資金移動業に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
- ④ 委託先が委託業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に委託業務を速やかに委託する等、資金移動業の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための措置
- ⑤ 資金移動業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、委託業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、業務委託契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

特に、資金移動業者は、その業容に応じて、委託先の選定基準や外部委託リスクが顕在化したときの対応などを規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っていること、委託者が業務を行っても、利用者には、資金移動業者自身が業務を行ったものと同等の権利が確保されていること、利用者の個人情報や苦情等について、適切な態勢が整備されていることなどが求められています（事務ガイドラインI-2-3-3-1）。

**Q20 資金移動業者は、利用者に対して、銀行等の行う為替取引との誤認を防止するためにどのような説明を行わなければなりませんか。**

A) 資金移動業は、銀行等による為替取引と同じ為替取引であることから、利用者にとっては銀行等による為替取引との区別がつきにくく、資金移動業者のサービスの内容が十分に理解されないとすれば、利用者には不測の損害が生じることも考えられます。

そこで、資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、あらかじめ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行わなければならないこととされています。

資金移動業者が、この説明を行う場合には、次の事項を説明する必要があります。

- ① 銀行等が行う為替取引ではないこと。
- ② 預貯金又は定期積金等を受け入れるものではないこと。
- ③ 預金保険法に規定する保険金の支払の対象とならないこと。
- ④ 履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別及び履行保証金保全契約若しくは履行保証金保全契約を締結している場合にあっては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称
- ⑤ その他銀行等が行う為替取引との誤認防止に関し参考となると認められる事項
  - ・ 利用者保護のため制度として履行保証金制度が設けられている旨
  - ・ 還付手続において還付を受けられる権利が送金依頼人から受取人に移転する時点（未達債務の移転が行われる場合）

**Q21 資金移動業者は、利用者に対して、契約の内容に関して、どのような情報を提供する義務を負いますか。**

A) 資金移動業に係る契約の内容については、利用者が、資金移動業者に為替取引を依頼するか否かの判断を行うにあたり、特に認識すべき事項と考えられることから、資金移動業者は、この契約の内容のうち、重要な事項についての情報の提供を行うことが必要とされています。

具体的には、資金移動業者は、次の場合の区分に応じて、それぞれの方法によって、利用者に対し、契約内容についての情報を提供しなければなりません。

- ① 1回限りの為替取引を提供する場合（次の②の契約が締結される場合を除きます。）  
為替取引に係る指図を行う利用者に対して、次に掲げる事項を明示する方法

- イ 標準履行期間
  - ロ 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
  - ハ 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先
  - ニ 為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合においては、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算レート又はこれらの計算方法
  - ホ 次の場合の区分に応じて、それぞれの事項
    - (1) 指定紛争解決機関が存在する場合
      - 当該資金移動業者が手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
    - (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合
      - 当該資金移動業者の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
  - ヘ その他当該為替取引の内容に関し参考となると認められる事項
    - (例)
      - ・ 送金資金の入金の方法
      - ・ 依頼後の送金資金の状況を確認する方法
- ② 為替取引を反復継続して行うことを内容とする契約を締結する場合
- 契約の相手方となる利用者に対して、次に掲げる事項を明示する方法
- イ 取り扱う為替取引の額の上限
  - ロ 前号イからホまでに掲げる事項
  - ハ 契約期間
  - ニ 契約期間の中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含みません。）
  - ホ その他当該契約の内容に関し参考となると認められる事項
    - (例)
      - ・ 暗証番号の設定その他のセキュリティに関する事項
      - ・ 口座開設契約等により、利用者ごとに受け入れられる金額に上限がある場合には、その上限金額

なお、為替証書等（為替取引に関し負担する債務に係る権利が表章されている証書等）を発行して為替取引を行う場合で、当該為替証書等に一定の事項が表示されているときは、上記の個別の情報提供は不要となります。もともと、権利関係がサーバで管理されていて、利用者の手元のカードには金額情報が記録されていない、いわゆるサーバ型カードは、為替証書等に含まれませんので、ご留意下さい。

Q22 資金移動業者は、金融ADR制度の対象となっていますか。また、資金移動業者に求められる金融ADR措置の内容は何ですか。

A) 資金移動業者は、金融ADR制度の対象となっています。

資金移動業者に求められる金融ADR措置の内容は、資金移動業者に指定紛争解決機関が存在する場合と指定紛争解決機関が存在しない場合とで異なりますので、以下、区分して説明します。

① 指定紛争解決機関が存在する場合

一の指定紛争解決機関との間で資金移動業に係る手続実施基本契約を締結する措置を講じることが必要です。

② 指定紛争解決機関が存在しない場合

資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置を講じることが必要です。

指定紛争解決機関が存在しない場合、資金移動業者が講じる苦情処理措置は、次のいずれかとされています。

- a) 利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を、一定の経験（5年以上）を有する消費生活専門相談員等に行わせること。
- b) 次に掲げるすべての措置を講じること。
  - ・資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足る業務運営体制を整備すること。
  - ・資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。
  - ・資金移動業関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びに業務運営体制及び社内規則を公表すること。
- c) 認定資金決済事業者協会が行う苦情の解決により資金移動業関連苦情の処理を図ること。
- d) 消費者基本法第19条第1項又は第25条に規定（国民生活センター、消費生活センター）するあっせんにより資金移動業関連苦情の処理を図ること。
- e) 政令第24条各号に掲げる指定を受けた者（他業態の指定紛争解決機関）が実施する苦情を処理する手続により資金移動業関連苦情の処理を図ること。
- f) 資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する苦情を処理する手続により資金移動業関連



苦情の処理を図ること。

また、資金移動業者が講じる紛争解決措置は、次のいずれかとされています。

- a) 裁判外紛争解決手続の利用に促進に関する法律に定める認証紛争解決手続（認証ADR）を利用により図ること。
- b) 弁護士法第33条第1項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること。
- c) 消費者基本法第19条第1項又は第25条に規定するあっせん又は同条に規定する合意による解決により資金移動業関連紛争の解決を図ること。
- d) 政令第24条各号に掲げる指定を受けた者（他業態の指定紛争解決機関）が実施する紛争の解決を図る手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること。
- e) 資金移動業関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること。

**Q23 反社会的勢力との関係遮断のために、資金移動業者が取り組むべきことは何ですか。**

A) 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければなりません。

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことです。また、資金移動業者として業務の適切性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則って対応することが不可欠であり、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素から、反社会的勢力の関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要があるとされています（事務ガイドラインI-2-1-3）。

具体的には、(1) 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、可能な限り速やかに関係を解消できるよう、①契

約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること、②定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行うこと、③いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと、などが求められます。

また、(2) 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、対応を総括する部署があらかじめ整備され、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能していること、担当者や担当部署だけに任せることなく経営陣が適切に関与し、組織として対応すること、反社会的勢力からの不当要求が事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査すること、などが求められます。

**Q24 資金移動業者は、マネー・ローンダリング規制を遵守する必要がありますが、その内容はどのようなものですか。**

A) 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、必要とされる他の法律の規定を遵守する必要があります。例えば、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止を目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯収法)の遵守や、国外送金を行う場合の「外国為替及び外国貿易法」や「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の遵守などが挙げられます。

犯収法は、特定事業者である資金移動業者に対して、①取引時確認義務、②確認記録・取引記録の作成・保存義務、③疑わしい取引の届出義務を課しています。

**Q25 疑わしい取引の届出はどのような場合に行う必要がありますか。**

A) 疑わしい取引の届出を行うに当たっては、利用者の属性、取引時の状況その他資金移動業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案するなど、適切な検討・判断が行われる態勢が整備されている必要があります。

特に、①資金移動業者の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されていること、②この態勢整備にあたっては、国籍、公的地位、利用者が行っている事業等の利用者等属性や、外為取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか、といった点が留意される必要があります。

具体的に、どのような場合に疑わしい取引として届出が必要となるかについては、金融

序が示している疑わしい取引の参考事例 (<http://www.fsa.go.jp/str/jirei/index.html>) などを参考にして、資金移動業者自身がその判断基準を適切に設定する必要があります。

**Q26 為替取引を実行する際に求められる取引時確認の内容はどのようなものですか。**

A) 資金移動業者は、特定事業者として、特定取引（①10万円を超える現金の受払いを伴う為替取引、②為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結）を行うに際して、取引時確認を実施することが求められます。

取引時確認とは、本人特定事項（氏名、住所、生年月日（個人）／名称、所在地（法人）、所在地の確認に加え、取引目的、職業、事業内容その他の犯収法が求める事項を確認することをいいます。

取引時確認義務のうち、本人特定事項の確認義務の履行方法としては、運転免許証など公的書類（本人確認書類）の提示を受ける方法のほか、本人確認書類の写しの送付を受けて、これに記載されている住居に転送不要郵便物等を送付する方法や、本人限定郵便により送付する方法などが認められています。また、取引時確認義務のうち、本人特定事項以外の事項（取引目的や職業等）の確認義務の履行方法としては、申告による方法その他法令の定める方法で確認することが必要となります。

なお、利用者が資金移動業者に対して払い込むべき送金資金等が、口座振替の方法やクレジットカード決済の方法によって決済されるものについては、資金移動業者は、あらかじめ金融機関やクレジットカード事業者と合意することによって、金融機関やクレジットカード事業者が過去に行った取引時確認に依拠することができます。

さらに、他の特定事業者に為替取引の一部の委託をする場合には、他の特定事業者が過去に取引時確認を行い、確認記録を保存している利用者との取引を、取引時確認済みの顧客等との取引として、取引時確認不要とすることができます。

**Q27 資金移動業に関する報告書について、教えてください。**

A) 資金移動業者は、事業年度ごとに、別紙様式第19号又は第20号（外国資金移動業者の場合）により、資金移動業に関する報告書を作成して、正本1通、その写し2通及び最終の貸借対照表及び損益計算書を添付して、事業年度の末日から3か月以内に、財務（支）局長等へ提出しなければなりません。

資金移動業に関する報告書は、事業概況書及び資金移動業に係る収支の状況を記載した書面に分かれており、事業概況書については、①事業の概要、②営業所の増減、③取締役

等及び職員の増減、④資金移動業の状況、⑤苦情処理及び紛争解決の状況を記載し、資金移動業に係る収支の状況については、資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載することとされています。

**Q28 資金移動業に係る帳簿等にはどのようなものがありますか。**

A) 資金移動業者は、その資金移動業に関する帳簿書類の作成・保存が義務づけられています。資金移動業の重要性にかんがみれば、業務書類等の作成及び保存の重要性は大きく、財務（支）局長等の資金移動業に対する監督権限の行使の際には、この帳簿書類をチェックすることにより、不適切な運営がなされている場合には、業務改善命令、供託命令等により是正が求められることとなります。

帳簿書類として作成すべき書類は、以下のとおりであり、その保存期間については、①②③⑧の帳簿書類は帳簿の閉鎖の日から少なくとも10年間、④⑤⑥⑦の帳簿書類は帳簿閉鎖の日から少なくとも5年間が保存期間と定められています。

- ① 資金移動業に係る取引記録
- ② 総勘定元帳
- ③ 顧客勘定元帳（資金移動業の利用者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合）
- ④ 各営業日における未達債務の額及び要履行保証額の記録
- ⑤ 各基準日における要供託額の記録（信託契約資金移動業者以外）
- ⑥ 各基準日に係る履行保証金の額の記録（履行保証金を供託している場合）
- ⑦ 各営業日における信託財産の額の記録（信託契約資金移動業者）
- ⑧ 各営業日における資金移動業の利用者ごとの為替取引に関し負担する債務の額及び当該為替取引に関し有する債権の額の記録（未達債務の額を算出する際に反対債権の額を控除する場合）

**Q29 法定帳簿に記帳する場合の留意点を教えてください。**

A) 帳簿書類は、資金移動業者の業務並びに未達債務の額及び資産保全の状況を正確に反映させ、当該帳簿の記載内容を元に履行保証金の供託等による資産保全を行わせることにより、利用者保護に資するため、その作成及び保存が重要な義務とされています。

事務ガイドラインI-2-2-2-1では、①帳簿書類の作成について規定した社内規

則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により社内徹底を図っていること、②帳簿書類のデータファイルのバック・アップ等、帳簿書類がき損された場合には速やかに利用者ごとの未達債務の額を把握・復元できるよう態勢を整備していること、③帳簿書類の記載内容の正確性について、内部監査部門等、帳簿書類作成部署以外において検証を行っていること、④未達債務の発生・移転・消滅を認識する時点に係る考え方を定めた上で、未達債務を当該考え方に則り適切に認識するための態勢を整備していること、などが留意点とされています。

未達債務の発生・移転・消滅を認識する時点に係る考え方（Q26 参照）

**Q30 国外送金を取り扱う場合の国外送金調書上の義務について、教えてください。**

A) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外送金調書法）は、納税義務者の外国為替その他の対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握に資するための法律です。

国外送金調書法では、国外送金等をする個人や法人は、金額にかかわらず、氏名等を記載した告知書を金融機関に提出する必要があり、金融機関は告知書の内容が正確であるかどうかを、住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の法令で定める書類をもって確認する必要があります。

もっとも、国外送金等が、本人確認が済んでいる本人口座（勘定）を通じて行われる場合には、この告知書の提出は不要とされています。

このほかに、国外送金調書法では、金融機関に対して国外送金等に係る調書を税務署に提出することを義務づけていますが、送金額が200万円以下の取引については、提出の必要はなく、資金移動業者が取り扱うことができる送金額は100万円以下の取引ですので、資金移動業者にはこの調書の提出義務はかかりません。

**Q31 資金移動業の廃止届を提出しましたが、「資金移動業に関する報告書」等の諸届出は廃止した年度で終わるのですか。**

A) 資金移動業者が廃止届を提出したときに、いまだ債務の履行が完了していない場合には、なお資金移動業者とみなされ、「資金移動業に関する報告書」等の諸届出は提出しなければなりません。

また、この債務の履行が完了するまでは、履行保証金等の供託等を行い（取り戻すことはできず）、「未達債務の額等に関する報告書」も提出する必要があります。